

保有全銘柄開示(平成29年度末時点)

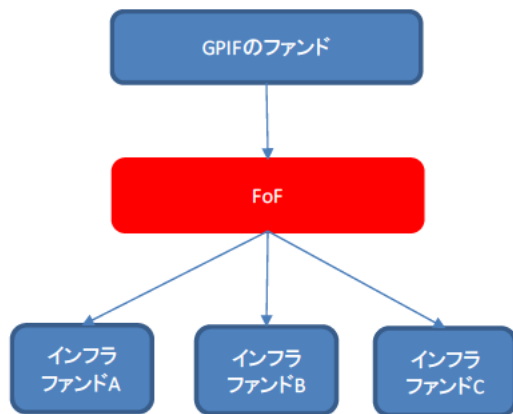
区 分	議 決	対象範囲	全資産
エグゼクティブサマリー 平成29(2017)年度末（平成30(2018)年3月末）時点で、運用受託機関への投資一任契約により間接的に保有しているもの及び自家運用で保有しているものを、債券は発行体ごと、株式は銘柄ごとに集約したファイルをGPIFのホームページで公表する。			
バックグラウンド GPIF法第26条第2項及び中期目標・中期計画の記載に基づき、GPIFが保有するすべての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表。 また、GPIF法第5条の3第1項チの規定に基づき、経営委員会の議決を要する。 なお、上記の仕組みで公表するのは今回初めてだが、2年前より、段階的に自主的に公表済み。		フィードバック期間及び検証方法 毎年度の業務実績評価	
		便益及びリスク 年金積立金の管理及び運用の透明性の更なる向上 情報公開による市場への影響	
戦略プラン 中期目標・中期計画の記載に基づき、年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めることを目的とする。 なお、情報公開に当たっては市場への影響に留意し、国内不動産については別添のとおり取り扱うこととする。		KPI —	
		予算及び予算計画への影響 特になし	

「国内不動産投資」に於いて保有する個別銘柄毎の時価総額を当面開示しない理由

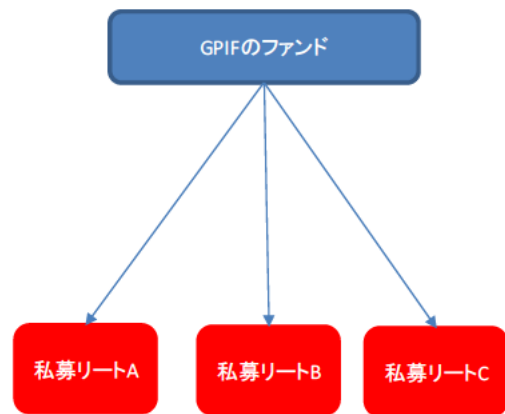
1. 投資スキームの違い

- 個々の投資先ファンドを取り纏める FoF 発行の投資証券を取得する投資スキームを採用している他のオルタナ資産と異なり、国内不動産では、GPIF のファンドが個々の投資先ファンド(私募リート含)を取得する投資スキームを採用している為、中期目標/中期計画の原則(GPIF が保有する全ての有価証券銘柄名と当該有価証券の時価総額を公表)に従えば、国内不動産では GPIF が保有する「個々の投資先ファンド」毎に時価総額の開示を行うことになる。
- 以上のような投資スキームの違いにより、国内不動産で投資済個別銘柄別の時価総額を公表する事は、当法人の投資行動を直接公にする事と同義となる。

・インフラ/PE/海外不動産の投資スキーム



・国内不動産の投資スキーム



2. 市場への影響の可能性

- 私募リートのマーケットが発展段階にあること、また運用を開始した 2018 年 1 月以降、「投資機会(リート側の増資等)があった銘柄」に限られた投資を行っている中、現在運用マネジャーが 1 社のみであることもあって、年度末時点では投資残高が少なく(81 億円)、かつ銘柄間の投資残高の差異が大きい(最大約 21 億円/最低約 3 億円)。

その為、「投資済個別銘柄間の投資金額の差イコール当法人による銘柄優劣判断の差」と他の投資家に誤解され、私募リート市場に影響を及ぼす可能性がある。

以上の理由に鑑みて、国内不動産においては、本年度の個別銘柄別の保有残高の公表を控え、総額を開示することと致したい。その上で、法人の投資進捗を踏まえ、毎年開示内容について見直しを行い、市場への影響がないと判断した段階で、それまでに開示しなかった情報を含め、業務概況書等において「個別銘柄毎の時価を開示する」とことと致したい。

(注)なお、開示時期については、運用開始から最長でも5年程度を想定。

(参考) GPIF の中期目標及び中期計画抜粋

○中期目標

4. 透明性の向上

加えて、法人が行う年金積立金の管理及び運用透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券銘柄名(債券については発行体名)と 当該有価証券の時価総額を公表すること。

○中期計画

4. 透明性の向上

加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と 当該有価証券の時価総額を公表する。これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。

(参考条文：抜粋)

○年金積立金管理運用独立行政法人法

(経営委員会の権限)

第五条の三 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ～ト 略

チ 第二十六条第一項に規定する業務概況書及び同条第二項に規定する書類の作成
リ～カ 略

第七章 業務の概況等の公表

第二十六条 管理運用法人は、各事業年度の通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の提出後遅滞なく、当該事業年度における年金積立金の資産の額及びその構成割合並びに運用収入の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表しなければならない。

2 管理運用法人は、厚生労働省令で定める期間ごとに、年金積立金の運用の実績その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

○年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

第十八条 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 略

2 法第二十六条第二項の厚生労働省令で定める期間は、一年とする。

3 法第二十六条第二項の書類は、事業年度終了後四月以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。